

# 市民活動団体支援業務 要求水準書

## 1 業務の名称

市民活動団体支援業務

## 2 業務の目的

NPO法人や市民公益活動団体等（以下、市民活動団体）からの相談への対応や研修会の開催など、市の協働パートナーとなる市民活動団体の活動を支援することにより、地域の魅力づくりや課題解決、市民協働の推進を図る。

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

## 4 業務の内容

### (1) 相談対応

- ・会津若松市内に活動拠点又は活動場所がある（にしようとしている）市民活動団体や市民からの団体の立ち上げや運営、活動等についての相談に対して、助言・指導などを伴走型で行う。

### (2) 研修会の開催

- ・市民活動団体の活動に必要な分野についての研修会を企画・運営する。
- ・受講者を対象としたアンケート（発注者作成）の実施及び集計を行う。

### (3) ホームページの作成及び運営

- ・本業務のホームページを作成する。
- ・収集した市民活動団体やイベント、助成金などの情報を、運営するホームページに掲載する。

### (4) その他

- ・業務遂行に必要な場所・機材・講師等を手配する。
- ・業務報告書等の成果品を作成し発注者に提出する。

## 5 成果品及び納入期限

### (1) 成果品

#### ①実施報告書

#### ア) 相談対応

- ・相談日時、場所、相談者、相談内容、対応経過等の一覧

#### イ) 研修会の開催

- ・研修日時、場所、研修内容等一覧
- ・受講者名簿及び開催日別の参加状況一覧
- ・開催状況を撮影した画像
- ・受講者を対象としたアンケート（発注者作成）の集計結果

#### ウ) ホームページの作成及び運営

- ・更新履歴一覧
- ・月ごとの閲覧数一覧

(2) その他、発注者が求める資料

(3) 成果品の納入期限

受注者は、令和4年3月31日までに、成果品（印刷物（カラー印刷1部）及び電子データ）を発注者に提出すること。

## 6 その他

(1) 受注者は、発注者と連絡を密にして業務にあたること。

(2) 受注者は、本業務により得られた成果品、資料、情報等は、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。

(3) 業務完了後に、受注者の責に帰すべき事由により成果品に不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受注者の負担とする。

(4) 受注者は、本業務の契約締結後、仕様書等に疑義が生じたとき、仕様書により難しい事由が生じたとき、又は仕様書の細目的事項については、発注者と速やかに協議し、その決定に従うこと。

## 7 本業務の企画提案に関する要求水準等

(1) 本業務に関する基本的な考え方

本事業は、市の協働パートナーとなる市民活動団体の活動を支援することにより、多くの市民が、地域の魅力づくりや課題解決に参画する活力のあるまちを目指すものであることから、単なる一過性の支援ではなく、地域活動団体の持続的な活動につながる支援・対応となるよう留意すること。

また、支援対象となる市民活動団体については、活動目的や事業規模、運営方法など、様々な状況にあることが想定されることから、各団体のニーズに応じた支援・対応となるよう留意すること。

(2) 企画提案にかかる要求水準

本業務の企画提案にあたっては、事業の目的及び業務内容、並びに次の事項を踏まえたものとする。

①相談対応

ア) 寄せられた相談に対しては速やかに対応することとし、また、実際の相談は、相談者と受注者が協議し決定した日時・場所・方法等で行うこと。

※相談は対面での対応を基本とするが、両者が合意した場合には、電話・電子メール・オンライン等、対面以外での対応も可とする。

イ) 対応は、相談内容の解決・達成・保留、他の専門機関等への紹介・引き継ぎのほか、相談者と受注者双方の合意により終了すること。

②研修会の開催

ア) 本業務の業務委託期間中に3回以上開催すること。

イ) 会場は会津若松市内とすること。

ウ) 定員は各回10名以上とすること。

エ) 新型コロナウイルス感染症対策を講じること。

③ホームページの作成及び運営

ア) 本業務の契約締結日より3週間以内にホームページを作成すること

イ) 市民活動団体やイベント、助成金などの情報を収集し、毎週1回以上更新すること。